

札子企第 1497 号  
令和 2 年(2020 年)10 月 30 日

児童会館・ミニ児童会館利用者の皆様

札幌市子ども未来局長

新型コロナウイルス感染症に係る北海道の警戒ステージ変更に伴う  
感染症拡大防止へのご協力依頼及び児童会館等の対応について

日ごろより、本市の児童会館・ミニ児童会館（以下、「児童会館等」という。）の運営に対し、御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関しては、札幌市内の新規感染者数が連日 10 人を超えるなど、感染者数が増加している状況です。

このため、北海道においては、道が定めている警戒ステージを現行の 1 から、2 に引き上げることとしたところです。

つきましては、引き続き、児童の保護者をはじめとする皆様におかれましては、児童会館等での感染拡大防止の観点から、下記の点にご協力いただきますよう、改めてお願い申し上げます。

また、現時点においては、児童会館等については、休館や利用の自粛要請等は行わず、定期的な消毒や換気など、適切な感染防止対策を行ったうえで、児童クラブや自由来館等の事業を継続してまいりますので、よろしくお願いたします。

記

1 児童会館利用に当たってご協力いただきたい点等について

このたびは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、警戒ステージが引き上げられたところですが、新型コロナウイルス感染症以外にも、季節性インフルエンザや風邪が流行する時期となっております。

つきましては、児童会館等における各種感染症の発生・拡大を防止するため、以下の点を遵守・ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

- (1) 児童会館等を利用する際には、マスクの着用をお願いいたします。  
アレルギーの有無等、特段の事情がある場合は職員にお声がけください。
- (2) 利用される児童本人に発熱等の症状がある等、体調不良の場合は児童会館等の利用はできません。
- (3) 利用される児童本人以外に、同居のご家族に発熱等の症状がある方がいる場合には、児童会館等のご利用をお控えいただきますようご協力をお願いいたします。
- (4) ご家庭においても、手洗いや消毒などの各種対策を講じ、児童の感染症予防に努めていただくようご協力をお願いいたします。

## 2 新型コロナウイルス感染症発生時の児童会館等における基本的な取扱い

「新型コロナウイルス感染症発生時の児童会館等の取扱いについて（令和2年（2020年）9月14日付札子企第1232号通知）」でお知らせしている基本的な取扱いから変更はありません。

なお、児童会館の利用がある児童が感染した場合や濃厚接触者に指定された場合、保健所の指示や助言等に基づき、PCR等検査を受けることになった場合については、必ずご利用の児童会館にご連絡いただきますようお願いいたします。

## 3 児童会館事業の継続について

現時点においては、児童会館等については、休館や利用の自粛要請等は予定しておりません。

定期的な消毒や換気など、適切な感染防止対策を行ったうえで、児童クラブ等の事業を継続してまいりますので、利用者の皆様におかれましても、上記1でご協力をお願いした点を含め、児童会館での感染拡大対策について、ご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、今後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等によっては、児童会館等の運営や利用時の取扱い等を変更する可能性があります。

その際には改めてご連絡させていただきます。

担当：札幌市子ども未来局  
放課後児童担当課  
放課後児童係  
電話 011-211-2989